

# 総務委員会資料

令和4年第5回定例会提出予定議案の説明

議案第170号

川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例  
の制定について

資料 新旧対照表

令和4年11月25日

総務企画局

## 川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市職員退職手当支給条例 昭和23年12月28日条例第73号</p> <p>(退職手当の支給)</p> <p>第1条 職員が退職したときは、この条例の定めるところにより、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し、退職手当を支給する。</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日(1月間の日数(川崎市の休日を定める条例(平成元年川崎市条例第16号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数)以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第5条第1項中通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条第2項中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。</p>	<p>○川崎市職員退職手当支給条例 昭和23年12月28日条例第73号</p> <p>(退職手当の支給)</p> <p>第1条 職員が退職したときは、この条例の定めるところにより、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し、退職手当を支給する。</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第5条第1項中通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条第2項中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。</p>